

ORDEN データプレイス (ORDP) 利用要綱 ガイドライン

このガイドラインは、ORDEN データプレイス (ORDP) 利用要綱 (以下、「要綱」という) に関する事務の詳細を示したものである。このガイドラインに基づき、本事業における運営判断等を行う。

(データ利用者及び利用範囲)

1 要綱第3条第1項(6)の具体的な事務については以下のとおり。

- (1) 福祉・保健・医療・健康に関すること
- (2) 教育に関すること
- (3) 生活衛生に関すること
- (4) 生活支援に関すること
- (5) 環境・エネルギーに関すること
- (6) 住宅・まちづくりに関すること
- (7) 都市整備に関すること
- (8) 観光の振興に関すること
- (9) 芸術・文化の振興に関すること
- (10) 産業の振興に関すること
- (11) 農業・林業・水産業の振興に関すること
- (12) 労働の推進に関すること
- (13) 防災に関すること
- (14) 防犯の推進に関すること
- (15) 国際交流に関すること
- (16) その他行政施策の推進に関すること

(利用の決定)

2 要綱第5条において、利用の申請があつてから大阪府が利用の決定を行うまでの詳細は別途記載する。

(費用負担)

3 要綱第6条の費用負担については、基本的な利用は原則無料とする。

附則

このガイドラインは、令和5年12月13日から施行する。

このガイドラインの改定は、令和6年3月11日から適用する。

このガイドラインの改定は、令和6年3月26日から適用する。